

### 3 主なご意見

#### ご意見

文化的景観を保存するためのルールの内容として、建ぺい率・容積率・建物高さについて現状ルールから何か変更はあるのか。

#### 区より

「建ぺい率・容積率・建物高さ」について現状からの変更はない。ただし、文化的景観を保存するため、形態意匠や色彩についてルールを設けるので配慮いただきたい。

#### ご意見

歴史的な流れや風景のポイント等の説明は理解できたが、区が何を守りたいのかが分からない。風景の国宝にするのは、帝釈天なのか、それ以外も含むのか。柴又の中でも、地域ごとに特徴があり、ハニワや神社等たくさんの歴史的な資源がある。

#### 区より

文化的景観は、題経寺などの歴史的な価値があるものだけでなく、住んでいる人々の生活、生業など全てが含まれる。柴又の景観は、歴史の積み重ねでできている。題経寺や参道以外を含めた柴又独特の空気感や人情等、全てを評価して保存していきたいと考えている。

#### ご意見

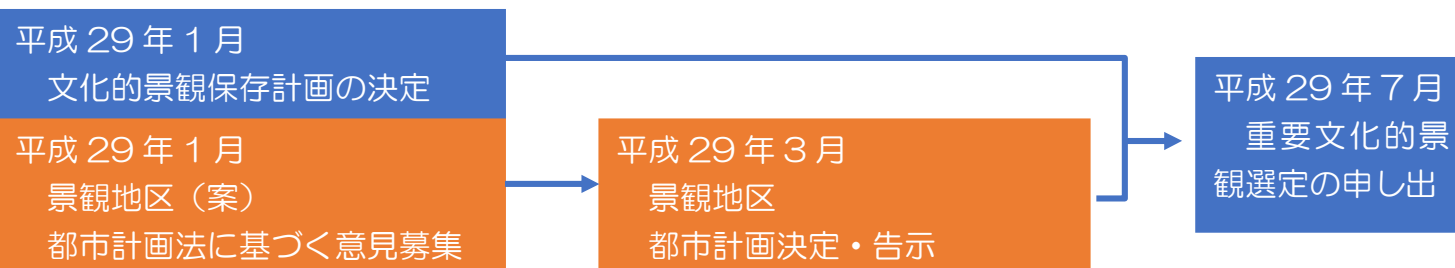
重要文化的景観に選定されることによるメリット、デメリットを教えてください。

#### 区より

文化的景観を保存するためのルールでは、建物の色彩や看板の設置位置等のルールを検討している。地域の方々にとって、建物が建てられない等の厳しい規制を導入するわけではないため、不動産価値が極端に上がる下がるということはないと考えている。ただ、「重要文化的景観」に選定されることで、長い目で見れば、柴又のステータスが上がり良い方向に働くのではないかと考えている。

また、重要な構成要素については、現状変更等に対する経費助成や、毎年度一定額を支給する保護奨励金の検討と併せ、固定資産税の優遇措置の適用可能性を確認しているところである。

### 4 今後のスケジュール



**11月20日(日)より、説明会の資料を、  
葛飾区郷土と文化の博物館ホームページでご覧になれます！**

葛飾区郷土と天文の博物館ホームページ <http://www.museum.city.katsushika.lg.jp/>

**お気付きの点や心配な点等ございましたら、  
お手数ですが、どんなことでも下記担当までお寄せください。**

文化的景観保存計画に関すること  
葛飾区 郷土と天文の博物館 担当 石橋・谷口  
〒125-0063 葛飾区白鳥 3-25-1  
電話：03-3838-1101

保存するためのルール（都市計画）に関すること  
葛飾区 都市整備部 調整課 担当 目黒  
〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1  
電話：03-5654-8372

### 柴又地域文化的景観を「風景の国宝に」

## 柴又地域文化的景観 まちづくりニュース

第1号  
平成28年11月  
発行：葛飾区

### 柴又地域文化的景観に関する説明会を開催しました

葛飾区では、柴又地域文化的景観<sup>\*1</sup>について、平成23年度より調査を実施し、平成27年3月に調査報告書を取りまとめました。平成27年度からは、報告書に基づき、国に対する重要文化的景観<sup>\*2</sup>選定の申出に向け、柴又地域文化的景観の保存について検討を進めているところです。

この度、柴又帝釈天題経寺鳳翔会館において、柴又地域文化的景観を保存するための基本的な方針やルールに関する説明会を開催いたしました。多数の方にご出席いただき、活発な意見交換が行われました。

ご説明した内容や出席された方々からいただいた主なご意見を、ご紹介します。

#### ※1 文化的景観とは

文化的景観とは、文化財の一種で、風土に根差して営まれてきた地域の皆様の生活や生業のあり方を表す景観地のことを言います。私たちが自然や風土と共存する中で育まれてきた原風景とも言えるものです。

#### ※2 重要文化的景観とは

文化的景観の中でも特に重要で、保存のための措置が講じられているものを「重要文化的景観」として国が選定する制度です。一般的には「風景の国宝」と言われており、平成27年10月7日時点で、全国で50件が選定されていますが、関東地方は、群馬県板倉町の「利根川・渡良瀬川合流の水風景観」の1件のみで、柴又地域が選定された場合、都内初となります。

文化財になると様々な規制がかかると考えがちですが、今までどおり周囲と調和する景観を維持していただければと考えています。

#### 説明会の概要

日 時	平成28年10月28日(金) 19:00~20:30、29日(土) 10:00~11:30
場 所	柴又帝釈天題経寺 鳳翔会館
参 加 者	28日:29人 29日:52人
説 明 内 容	1 保存するための基本的な方針(保存計画(案)) 2 保存するためのルール(都市計画(案)) ※説明の内容や主なご意見については、次頁以降をご覧ください。



28日の様子



29日の様子



# 1 保存するための基本的な方針（保存計画（案））

## (1) 柴又地域文化的景観の魅力

文化的景観の観点から見た3つの魅力

### 【魅力1 柴又のもつ結節性】

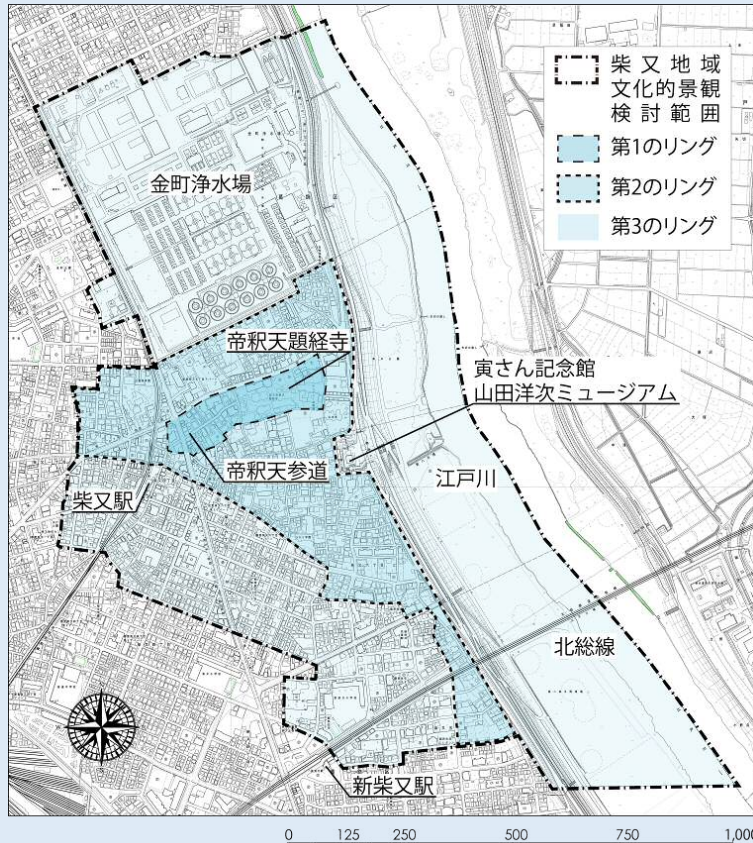
交通の要衝であった柴又には、広域な交流によってもたらされた歴史・文化の諸相が色濃く残っている。

### 【魅力2 流動する建築・空間】

題経寺の移築と増改築による伽藍整備や参道店舗の店構え等の情緒ある街並みは、常に参詣客を意識し様相を変えており、柴又の大きな魅力の一つとなっている。

### 【魅力3 都市・農村の両義性】

柴又地域は、親密な地域コミュニティが残る農村としての特徴を持ちながら都市へと発展してきた。



## (2) 柴又地域文化的景観の構成

柴又地域文化的景観は、3つの空間から構成されています。

### 【第1のリング】

帝釈天題経寺と門前からなる空間

### 【第2のリング】

帝釈天題経寺と門前を支えたかつての農村部（微高地）空間

### 【第3のリング】

大都市近郊の低地開発の歴史を伝える空間

## (3) 柴又地域文化的景観の保存方針

保存方針のポイントは、次の3つです。

### 【ポイント1】

参道及び江戸川土手から見る調和の取れた柴又の風景・街並みの保全

### 【ポイント2】

参道店舗の底下の特徴的な販売形式による賑わい空間など、歴史的で情緒ある建物が並んでいる参道の景観の維持

### 【ポイント3】

参道・寺社・旧家・道・用水跡・河川など、柴又の歴史を感じさせる調和の取れた街並み景観の継承

## (4) 文化的景観の重要な構成要素

重要な構成要素とは、形態・意匠等が独特又は典型的で、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つもので、柴又地域文化的景観の本質的な価値を示しているものを行います。

現在、柴又地域文化的景観の重要な構成要素の特定を進めています。



# 2 保存するためのルール（都市計画（案））

## (1) 柴又地域文化的景観の保全に伴う景観ルールについて

今後、新たに行われる開発や建築が柴又地域の魅力を損なわないよう、柴又地域文化的景観の保存方針【ポイント1～3】を踏まえた景観のルールを定めます。

① 景観地区（案） 対象：柴又地域文化的景観検討範囲（第1～3のリング）

② 地区計画（案） 対象：第1のリングの参道エリア

※今後、建物を建てたり、外観を変更する際のルール（案）です。（今ある建物等をすぐに直してもらおうということではありません。）

## (2) 主なルールの内容

### ① 景観地区（案）について

#### 【帝釈天境内の建築物】

緑豊かで開放的な空間や建物、玉垣のたたずまい等、現在の帝釈天境内の雰囲気や調和を保全するよう配慮する。

#### 【帝釈天参道に面する建築物】

屋根や外壁等は、和風の自然素材や風合いが感じられる素材を使用する等、帝釈天の雰囲気等と調和の取れたものとする。

建物の色彩は、既存の色彩を尊重するとともに、色彩を変更する場合は、参道沿道建物で多く使用している淡い茶色系や灰色系の色を推奨する。

#### 【帝釈天境内及び帝釈天参道に面する建築物以外の建築物】

周辺環境と調和したものとし、蛍光色のほか鮮やか過ぎる、暗過ぎる色彩は、原則として使用しない。

#### 【自動販売機】

周辺の景観に調和した意匠、色彩等とすること。

帝釈天参道に面するものは、建築物と一体的になるよう、参道沿道の建築物の推奨色を推奨する。

#### 【看板、広告板、広告物等】

江戸川の土手から見た柴又地域の風景や街並みを保全するため、

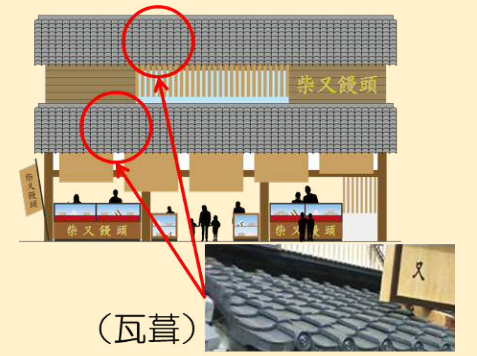
- 看板等の屋上への取り付けを禁止する。ただし、屋上手すりに設置する場合はこの限りではない。
- 高輝度かつ激しい点滅をする照明を禁止する。
- 地の色は、彩度12以上及び蛍光色を禁止する。

### ② 地区計画（案）について

参道沿道は、参道に面した多数の庇や販売仕器が賑わいのある空間を形成し、柴又地域文化的景観の中でも、重要な構成要素となっています。

現在、参道の独特な街並み景観を保全するため、沿道の方々と意見交換をしながら、地区計画における必要なルールを検討しています。

今後も、参道沿道の方々と意見交換を重ね、ルールを決定していきたいと考えております。



（瓦葺）

↑ 帝釈天参道に面する建築物（イメージ）



↑ 帝釈天境内及び帝釈天参道に面する建築物以外の建築物（イメージ）



← 帝釈天参道に面する自動販売機（イメージ）

